

改 正 案

現 行

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）

第一条の四 法第三十二条第四項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。

2 法第三十二条第四項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同項に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時における総額及び合計額とする。

3 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額又は法第三十二条第四項に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同項に規定する金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）

第一条の四 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。

2 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時における総額及び合計額とする。

3 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額又は法第三十二条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいつ。第一条の七において同じ。）後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合（においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項に規定する金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の一 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の一第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第五十条の一の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十一項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の一第十一項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の一の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいつ。第一条の七において同じ。）後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合（においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の一 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の一第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第五十条の一の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十一項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の一第十一項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の一の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の一 第二項 第三号	(略)	(略)	第五十条の一 第二項 第三号	(略)	(略)
				取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	理事及び監事
2・3 (略)	(略)	(略)	2・3 (略)	(略)	(略)
(清算人等について準用する会社法の読み替え)			(清算人について準用する会社法の読み替え)		
第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。			第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる		

。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

規定	読み替える会社法の 読み替えられる字句	第三百五十七条第一項	第三百六十五条第一項	第三百六十一条第一項	項目	第三百八十二条第一項 第一項及び第三百八 項、第三百八十五条 第三百八十二条第二 項、第三百八十五条 第三百八十二条第一 項、第三百八十五条 第一項（見出 第一項及び第三百八 項、第三百八十五条 第三百八十二条第一 項、第三百八十五条 第一項（見出
株式会社	株式会社	株主（監査役設置会 社にあつては、監査 役）	株式を有する株主	株式会社	監査役設置会社	監査役設置会社
清算金庫	清算金庫	監事	会員である者	清算金庫	会員である者	会員である者

規定	読み替える会社法の 読み替えられる字句	第三百五十七条第一項	第三百六十一条第一項	第三百六十五条第一項	項目	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	株主（監査役設置会 社にあつては、監査 役）	株式を有する株主	監査役設置会社	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	会員である者	会員である者	会員である者	(新設)

第八百四十八条	第五項まで	第八百四十七条第一項及び第三項から第	読み替える会社法の規定	法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第四百三十条（見出し）しを含む。）	第三百八十六条第二項
株式会社又は株式交	株式会社	読み替えられる字句	株式会社	役員等	監査役設置会社	第三百四十九条第四項
清算金庫	清算金庫	読み替えられる字句	清算金庫	清算人又は監事	清算金庫	労働金庫法第三十一条の七第一項

(新設)						
(新設)						
(新設)						

項 第一号	第八百四十九条第三	項目 第八百四十九条第三						項 第八百四十九条第一		
監査役設置会社	株式会社の区分	株式会社	株式会社の株式交換等	当該株式交換等完全	最終完全親会社等が、 当該株式会社等、 最終完全親会社又は、 換等完全親会社等が、 株式会社等、 株式会社等、 親会社又は当該	株式会社等、 株式会社等、 最終完全親会社等が、 当該株式会社等、 最終完全親会社又は、 換等完全親会社等が、 株式会社等、 株式会社等、 親会社又は当該	株式会社等、 株式会社等、 最終完全親会社等が、 当該株式会社等、 最終完全親会社又は、 換等完全親会社等が、 株式会社等、 株式会社等、 親会社又は当該	株式会社等	。) 株式会社等	換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という）
清算金庫	清算金庫の区分				清算金庫が、		清算金庫			

(新設)				(新設)	
(新設)	(新設)			(新設)	
(新設)	(新設)			(新設)	

第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項

株式会社等

清算金庫

(新設)

(新設)

(新設)